

# 5 いじめ防止基本方針

## さぬき市立さぬき北小学校いじめ防止基本方針

さぬき市立さぬき北小学校  
校長 多田 俊

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。いじめはどんな学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応に組織的に取り組む。

### 第1 いじめの防止等のための基本的な方針

#### 1 いじめの未然防止

教職員と児童との信頼関係を基盤に、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、学校づくりに努める。

また、全校児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すよう努めるとともに、いじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

#### 2 いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや家庭、地域、関係機関との信頼関係の構築に努めるとともに、児童が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有し、組織的に判断する。

#### 3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童には毅然とした指導等を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て対応する。

#### 4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかにさぬき市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努める。

#### 5 教職員の指導力の向上

全ての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、心理・福祉等に関する専門家を活用した校内研修を行う。

### 第2 いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「さぬき北小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、人権・同和教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とし、必要に応じてスクールカウンセラー（以下 SC）、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）等も参加する。

### 第3 本校におけるいじめの防止のための取組

#### 1 いじめの未然防止

##### (1) 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重につながる道徳教育や体験活動を推進する。

##### (2) 傍観者を生まない集団づくり

「いじめゼロ月間」等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめの防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

(3) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネットの適切な利用等について保護者への啓発を行う。

(4) 保護者や地域への働きかけ

いじめの防止に向けて、PTA や地域の人と連携しながら、いじめ防止の取組を推進する。

## 2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察

全ての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努め、積極的に情報交換を行う。

(2) 日記等を活用したいじめの把握

児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、日記等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

(3) アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的なアンケートを実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせて実施する。実施後は校内で分析し、結果を共有する。必要に応じてさぬき市教育委員会に報告する。

(4) 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、SC や心の教室相談員、SSW 等の専門家や教職員による教育相談を実施する。

## 3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有する。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を把握する。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に対処する。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、SC、心の教室相談員、SSW 等の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を

行う。

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚できるよう指導する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

(4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
- ・ 全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

## 第4 重大事態への対処

### 1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、速やかにさぬき市教育委員会を通じて市長に報告する。

### 2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「さぬき北小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供する。

### 3 結果の報告

いじめの重大事態に係る調査結果は、さぬき市教育委員会を通じて市長に報告する。

## 第5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、普段から教職員の共通理解を図る。

「かがやく笑顔をとりにどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図る。

## 第6 公表

当該年度におけるいじめの認知件数がなかった場合には、認知漏れ等がないかを確認するために学校便り等で保護者や地域に公表する。

## 第7 その他

この基本方針は、実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。